



2025年3月14日

各 位

会 社 名 株式会社シャノン
代表者名 代表取締役 永島 毅一郎
(コード番号：3976 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO兼経営管理本部長 友清 学
(電話番号：03-6743-1551)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年4月21日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりますが、親会社である株式会社イノベーションの決算期を踏まえて、グループ全体での会計監査業務の効率化を図るため決算期（事業年度の末日）を毎年1月1日～12月31日に変更することといたしました。なお、決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、第25期事業年度は、2024年11月1日から2025年12月31日までの14か月間となります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年4月21日（予定）
定款変更効力発生日	2025年4月21日（予定）

以 上

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4条～第10条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第14条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了す</p>

<p>株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から<u>取締役社長</u>1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. 増員により、または補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) のの中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から<u>代表取締役</u>1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
---	--

<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>第28条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第30条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p><u>第31条</u> 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の数)</p> <p><u>第32条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役を選任)</p> <p><u>第33条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第34条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p>	
<p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則)</p>	
<p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)</p>	
<p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p>	
<p>第41条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役で会った者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。</u> 2. <u>当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	
<p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>	(常勤の監査等委員)
<p>(新設)</p>	
<p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>	(監査等委員会の招集通知)
<p>(新設)</p>	
<p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>	(監査等委員会の決議方法)

<p>(新設)</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当会社の事業年度は、毎年<u>11月1日から翌年10月31日まで</u>とする。</p> <p>(期末配当)</p> <p>第47条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>10月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第49条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当会社の事業年度は、毎年<u>1月1日から12月31日まで</u>とする。</p> <p>(期末配当)</p> <p>第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当会社は、2025年4月21日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、2025年4月21日開催の臨時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお2025年4月21日開催の臨時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第2条 第22条（取締役の任期）の規定にかかわらず、2025年4月21日開催の臨時株主総会において選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、第25期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第25期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削</p>

(新設)	<p><u>除する。</u></p> <p><u>(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条</u> 2025年4月21日開催の臨時株主総会において別段の決議がないことにより再任されたものとみなされた会計監査人の任期は、第25期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第25期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p>
(新設)	<p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条</u> 第40条(事業年度)の規定にかかわらず、2024年11月1日から始まる第25期事業年度は、2025年12月31日までの14か月間とする。なお、本附則は、第25期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p>